

令和7年度  
ドライブレコーダー機器導入促進  
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者の事故防止を支援するためのシステムの普及を図るため、ドライブレコーダー機器（以下「機器」という。）を新たに導入した場合、費用の一部を助成することとし、もって会員事業者の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和7年4月1日から令和8年1月30日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象機器)

第4条 助成の対象となる機器は、令和7年4月1日から令和8年1月30日の間に購入し装着した次の各号の全てにあてはまる機器とする。

- (1) 公益社団法人全日本トラック協会が認めたもので運行管理連携型。
- (2) 会員事業者の保有する奈良県登録の事業用トラックに装着した機器。

(助成金額)

第5条 機器1台あたりの助成金額は30,000円とし、1社あたりの助成台数は上限を10台とする。ただし、助成額は購入額（消費税を除く）を限度とする。

- 2 機器が1台でエコドライブ管理システム（EMS）機能とドライブレコーダー機能を備えている場合は、エコドライブ管理システム（EMS）機器導入促進助成金を別途申請できる。
- 3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置と一体型の場合は、安全装置等導入促進助成金を別途申請できる。
- 4 国または他団体の補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(導入方法)

第6条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。ただし、中古品並びにレンタル品については対象としない。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付申請書」を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(処分制限)

第10条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和7年4月1日より適用する。